

第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

「明石市公共施設景観形成ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）とは、より良い景観を形成するうえで重要な要因となる、道路や公園、公共建築物などを中心とした『公共施設』の整備に関する景観形成の指針として、景観形成の考え方や施設別に配慮する事項などをまとめたものです。

1 策定の目的

明石市都市景観形成基本計画（以下、「景観形成基本計画」という。）には、明石市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）で規定する明石らしい個性豊かで美しい都市景観の形成にあたり、“行政は、公共空間の整備において、先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担っている”と示しています。

ガイドラインを積極的に活用することにより、本市職員の景観形成に関する意識を高め、職員間で知識や技術を共有することを通じ、公共施設の整備にあたり、先導的かつ一体的で良好な景観形成を推進していくことを目的としています。

2 策定の背景

本市では、平成4年に“明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造すること”を目的に「景観条例」を制定しました。そして、その実現を目指すために「景観形成基本計画」を平成6年に策定し、様々な取り組みを行うなかで、公共空間における良好な景観形成を進めるための手引きとして、平成6年に「公共空間デザインマニュアル」、平成8年に「建築物デザインマニュアル」を策定しました。

平成22年には、景観を取り巻く状況や景観資源の変化を受け「景観形成基本計画」を改定しました。それに伴い、本市が明石らしい景観形成をより一層推進するための指針として、新たにガイドラインを策定するものです。

3 位置づけ

（1）明石市都市景観条例

景観条例第3条第4項には市長の責務として、“道路、公園その他公共施設及び公益施設の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。”と規定しています。

（2）明石市都市景観形成基本計画

景観形成基本計画第5章の景観まちづくりの推進方策には、「先導的な景観整備」、「行政の推進体制の整備」、「職員意識の向上」などを位置づけています。

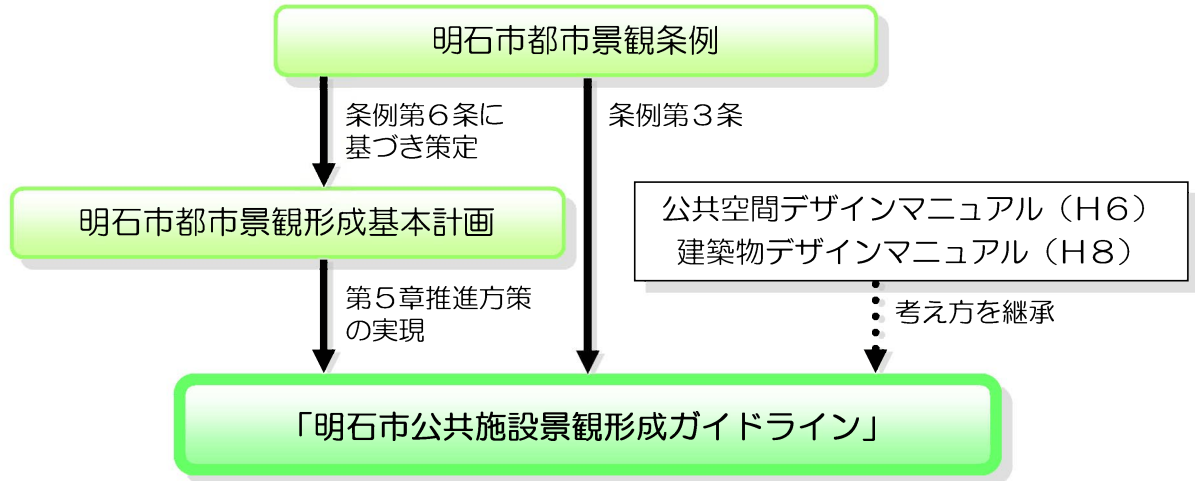


図1-1 ガイドラインの位置づけ

4 対象施設

ガイドラインは、本市が整備する以下の公共施設を対象としています。地域の景観形成に与える影響などを勘案し、適切な運用に努めます。

また、国や県などが公共施設を整備する際は、国や県などが策定するそれぞれの景観形成にかかる指針などに沿って実施されますが、できる限りガイドラインの趣旨に沿うように理解と協力を求めるものとします。

従来の「公共空間デザインマニュアル」では、道路や公園などを公共施設、公共建築物などを公益施設とし、それらを一体的に「公共空間」と定義していましたが、ガイドラインでは、その対象となる施設を「公共施設」と定義します。

なお、担当部局が実際に整備するのは、それぞれの公共施設となりますが、部局間で連携して一体的な整備となるよう工夫するなど、空間全体の景観形成を担っていることを認識することが重要です。

●道路



都市計画道路 朝霧二見線

●橋梁・高架構造物



東二見橋

●海岸・港湾



大蔵海岸

●河川・水路・ため池



大久保町大窪の中笠池

●公園・緑地



金ヶ崎公園

●公共建築物



天文科学館

5 構成

ガイドラインは、次の6つの章で構成しています。事業の企画や基本構想、計画、実施設計、工事施工、維持管理などの各段階で繰り返し活用することにより、適切で良好な景観形成に努めます。

・ガイドラインを策定する目的や背景を知りたい。

・対象となる公共施設を知りたい。

・景観形成基本計画の内容を知りたい。

・「明石らしい」景観形成を考えたうえでの明石の特徴を知りたい。

・公共施設の景観形成における役割を知りたい。

・景観形成を考えたうえでの手がかかりを知りたい。

・景観形成を考えたうえで大切なキーワードを知りたい。

・色彩や配色について知りたい。

・各施設に共通の景観形成にあたっての基本的な考え方を知りたい。

公共施設の景観形成について、知りたいことがあるときは、ここを見よう！



・施設別のデザインの考え方や具体的な手法を知りたい。

・ガイドラインの活用方法や景観協議の進め方を知りたい。

第1章 明石市公共施設景観形成ガイドラインとは

- 1 策定の目的
- 2 策定の背景
- 3 位置づけ
 - (1) 明石市都市景観条例
 - (2) 明石市都市景観形成基本計画
- 4 対象施設
- 5 構成

第2章 「明石らしい」景観形成とは

- 1 明石市都市景観形成基本計画
- 2 「明石らしい」景観を構成する3つの特徴
 - (1) 自然的な特徴の把握
 - (2) 歴史的な特徴の把握
 - (3) 市街地の特徴の把握
- 3 市民が選んだ「明石らしい」景観

第3章 公共施設の景観形成を考えたうえでの手がかかり

- 1 公共施設の景観形成上の役割
- 2 景観形成を考えたうえでの5つの観点
 - (1) 見え方・構図
 - (2) 視点・範囲
 - (3) 空間構成
 - (4) 時間
 - (5) 立場・心境
- 3 景観形成を考えたうえで大切な10の心がけ

(1) 調和性	(2) 統一性	(3) 連続性
(4) 安全性	(5) 参加性	(6) 持続性
(7) 地域性	(8) 快適性	(9) デザイン性
(10) シンボル性		
- 4 色彩と配色を考える
 - (1) マンセル表色系
 - (2) 色彩と配色

第4章 各施設に共通する景観形成の考え方

- 1 地域特性への配慮と演出
- 2 良好な周辺景観との調和及び連続性への配慮
- 3 緑化の推進や自然素材の活用
- 4 ユニバーサルデザインへの配慮
- 5 維持管理や時間経過による変化を考慮
- 6 できる限り早期からの検討
- 7 部局間連携による一体的な空間への配慮
- 8 景観意識の醸成及び継承

第5章 施設別ガイドライン

- 1 「地」としてのデザインの必要性
- 2 施設ごとのデザインの考え方
 - (1) 連続性や一体感のある景観づくりを目指す
 - (2) 周辺の自然環境を際立たせる景観づくりを目指す
 - (3) 施設の役割を見極めた景観づくりを目指す
- 3 道路
- 4 橋梁・高架構造物
- 5 海岸・港湾
- 6 河川・水路・ため池
- 7 公園・緑地
- 8 公共建築物

第6章 効果的にガイドラインを活用するために

- 1 ガイドラインの活用方法
- 2 ガイドラインの運用方法